

令和2年度の非常用自家発電設備整備及び給水設備整備への補助について  
(このメールは下記施設のうち、定員30人以上の県所管施設に送付しています。)

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、  
介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム 施設長 様

※本件の御担当でない場合には、お手数ですが御担当者様へ転送をお願いいたします。

いつもお世話になっております。今年もよろしくお願いたします。

静岡県介護保険課施設整備班です。

標記の件について、県では令和2年度に、国交付金を活用した補助事業として、下記のとおり、非常用自家発電設備整備及び給水設備整備に対する補助を実施することを予定しております。

本補助は国交付金を活用した補助となるため、2月中旬に行われる国庫補助協議を経て、国で採択された事業について補助を行う予定です。

つきましては、2月中旬の国庫補助協議に先立ち、県で要望調査（整備内容、補助所要額の確認）を行います。

補助を活用した整備を希望する施設におかれましては、下記のとおり関係資料の提出をお願いいたします。

※国庫補助協議で採択された事業でなければ補助できないこと、県の予算に限りがあることから、補助を確約するものではありませんので、その旨ご承知おきください。

#### 【補助内容】

##### ①非常用自家発電設備整備

補助対象：長期間の停電に対応できる緊急災害用の自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備

対象施設：特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム（全て定員30人以上に限る）

※令和元年度に補助を受けて自家発電設備を整備した施設は今回対象外となります。

補助率：3/4

補助上限：なし

補助下限：燃料タンク分を除いて総事業費500万円

##### ②給水設備整備

補助対象：長期間の断水に対応できる給水設備（受水槽・地下水利用のための設備）の整備

対象施設：特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム（全て定員 30 人以上に限る）

補助率：3/4

補助上限：なし

補助下限：総事業費 500 万円

※定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等については、市町の国交付金を活用した補助事業となるため、施設の所在市町にご相談ください。

#### 【提出期限】

令和 2 年 2 月 1 4 日（金）※確認漏れを防ぐため、関係資料を送付する際には、必ず事前連絡をお願いいたします。

#### 【提出資料】

- ①整備内容の概要が分かる資料（工事図面等）
- ②整備工程表（任意様式、工事所要期間が分かれば簡易なもので可）
- ③施設の平面図、位置図、配置図、写真等（現況及び改修箇所等が分かるもの）
- ④工事請負業者等の見積書（2 社以上）
- ⑤補助対象額の算出根拠を記載した資料（参考書式あり）
- ⑥施設面積表

※⑤、⑥の書類は複合型施設（1 つの建物の中に複数の事業所等が設置されている施設）において、総事業費を専有面積比率により按分することで補助対象施設分の経費を算出する必要がある場合のみ提出してください。

(See attached file: 参考書式（補助対象額の算出根拠）.xls)

その他、不明な点があればご相談ください。以上よろしく願いいたします。

=====

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 施設整備班

電話番号：054-221-2862 F A X：054-221-2142

メール：[kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp)

=====